

## 別添 1

### 総合評価点算定基準

#### 1 趣旨

この算定基準は、鈴鹿市総合評価落札方式実施要領に基づき適正な算定を実施するため、必要な細目について定める。

#### 2 評価点の設定

(1) 技術提案型における点数配分は以下による。

- ① 価格点：70点
- ② 価格以外の評価点：30点

(2) 工事成績評価型における点数配分は以下による。

- ① 価格点：80点
- ② 価格以外の評価点：20点

#### 3 総合評価点の算定方法

(1) 技術提案型による場合は以下による。

総合評価点＝価格点＋価格以外の評価点(技術提案の評価点＋工事成績評価型の評価点)

※技術提案型の場合、技術提案の評価点と工事成績評価型の評価点を合わせて「価格以外の評価点」とする。

(2) 工事成績評価型による場合は以下による。

総合評価点＝価格点＋価格以外の評価点

#### 4 価格点の算定方法

価格点＝配点×最低価格／入札価格(小数点以下第3位四捨五入2位止め)

※1 最低価格とは、応札者の中で有効な入札価格のうち最低の入札価格とする。

※2 入札価格とは、各応札者の入札価格とする。

#### 5 価格以外の評価点

(1) 技術提案型(30点)

技術提案を求める項目は、以下に掲げる事項の中から必要なものを案件ごとに定めるものとする。

- ① 施工体制に関する提案
- ② 施工・仮設工法に関する提案
- ③ 公衆安全対策・周辺環境対策に関する提案
- ④ コスト縮減策あるいは工期短縮等に関する提案
- ⑤ その他案件固有の技術等に関する提案

なお、技術提案型は当該評価点に(2)工事成績評価型の評価点を加えて算定する。

評価基準及び点数配分については以下の区分を基本とし案件ごとに定めるものとする。

評価項目		評価の視点	評価基準	配点	評価点	備考
求める技術提案	施工体制(選択)					
	施工・仮設工法(選択)					
	周辺環境(選択)					
	工程管理(選択)					
	技術等提案(選択)					
工事成績評価型の評価項目	工事成績 (必須)					
	企業の工事实績 (必須)					
	手持ち工事量 (必須)					
	配置予定技術者の能力(必須)					
	企業の地域性・社会貢献(必須)					
	総合評価方式提案不履行件数による減点					

(注)

- 1) 技術提案型の合計は、30点(工事成績評価型の20点を含む。)になるように配点する。
- 2) 技術提案型の求める技術提案の評価項目は、工事内容によって設定する。
- 3) 技術提案型の評価の視点及び評価基準は工事ごとに設定する。

(2) 工事成績評価型(20点)

工事成績、企業の工事实績、配置予定技術者の能力、企業の地域性・社会貢献の項目について算定する。また、評価の基準は以下を参考に案件ごとに定めるものとする。

- ① 工事成績(必須)：鈴鹿市が発注する、又は鈴鹿市上下水道局(下水道部門に限る)が発注する同業種公共工事の条件付一般競争入札案件の工事成績を対象とし、請負金額1000万円以上の過去2年間の平均点(小数点以下第1位四捨五入)により配点する。(最大8.0点)  
なお、対象となる工事成績は公告時期により定めるものとする。

過去2年間の工事成績の平均点	配点
82点以上	8点
79点以上 82点未満	7点
77点以上 79点未満	6.5点
75点以上 77点未満	6点
73点以上 75点未満	5.5点
71点以上 73点未満	5点
69点以上 71点未満	4.5点
67点以上 69点未満	4点
65点以上 67点未満	3点
63点以上 65点未満	2点
61点以上 63点未満	1点
61点未満	0点

公告時期	対象工事成績
4～6月公告分	2月末までの工事成績 評価通知日のもの
7～9月公告分	5月末までの工事成績 評価通知日のもの
10～12月公告分	8月末までの工事成績 評価通知日のもの
1～3月公告分	11月末までの工事成績 評価通知日のもの

※ 実績のない場合は、評価点0点とする。

② 企業の工事实績(必須)：専門性の高い工事や経験、実績等により工事情質の確保が可能な工事において請負金額 1000 万円以上の過去 10 年間における同業種公共工事の元請又は JV 構成員(出資率 20%以上に限る。)としての実績の有無により評価する。(最大 2.0 点)

a 同業種公共工事の実績が 3 件以上を有する者 : 2.0 点

b 同業種公共工事の実績が 2 件を有する者 : 1.5 点

c 同業種公共工事の実績が 1 件を有する者 : 1.0 点

※ 平成 19 年度以降の鈴鹿市及び鈴鹿市上下水道局発注工事については、工事成績 60 点以上の工事に限る。

※ 実績のない場合は、評価点 0 点とする。

※ 「過去 10 年間における同業種公共工事」とは、「公告月の 2 か月前の月末までの過去 10 年間における国、県、市町村及び公団等の公的機関から受注した工事」を指す。

※ 求める同業種公共工事の内容等については、案件ごとに工事担当課長が定めるものとする。

③ 手持ち工事量(必須)：公告日において、元請又は JV 構成員(出資率 20%以上に限る。)として契約中の契約金額 2500 万円以上の同業種公共工事件数と、同業種に係る 1 級技術者数の比率(以下「手持ち工事量」という。)を下記の式により算出し、評価する。

(最大 5.0 点)

※ 手持ち工事量 = 契約金額 2500 万円以上の同業種公共工事件数 / 同業種に係る 1 級技術者数

a 設計金額 1 億円以上の土木工事及び設計金額 8000 万円以上の舗装工事の場合

手持ち工事量 = 0 : 4.0 点

0 < 手持ち工事量 ≤ 0.25 : 3.0 点

0.25 < 手持ち工事量 ≤ 0.5 : 1.0 点

0.5 < 手持ち工事量 : 0 点

b 設計金額 8000 万円以上 1 億円未満の土木工事の場合

手持ち工事量 = 0 : 5.0 点

0 < 手持ち工事量 ≤ 0.25 : 4.0 点

0.25 < 手持ち工事量 ≤ 0.5 : 2.0 点

0.5 < 手持ち工事量 : 0 点

c 設計金額 8000 万円未満の工事の場合

手持ち工事量 = 0 : 3.0 点

0 < 手持ち工事量 ≤ 0.25 : 2.0 点

0.25 < 手持ち工事量 ≤ 0.5 : 0.5 点

0.5 < 手持ち工事量 : 0 点

※ 公共工事件数は、コリンズの登録により確認し、1 級技術者数については、公告日において有効な経営規模等評価結果通知書で確認する。

④ 配置予定技術者の能力：(必須) (最大 5.0 点)

1) 配置予定技術者の請負金額 1000 万円以上の過去 10 年間における同業種公共工事の元請又は JV 構成員(出資率 20%以上に限る。)としての下記実績の有無により主任(監理)技術者の実績を評価する。施工経験は着工から完成まで携わった工事の経験をいう。

ア) 主任(監理)技術者(専任)としての実績

イ) 評価対象工事において、その工事の主任技術者として求められた資格を有して現場代理人として従事した実績(コリンズで確認できるものに限る。)

(最大 3.0 点)

a 施工実績 3 件以上の者 : 3.0 点

b 施工実績 2 件の者 : 2.0 点

c 施工実績 1 件の者 : 1.0 点

※ 実績のない場合は、評価点 0 点とする。

※ 求める同業種公共工事の内容等については、案件ごとに工事担当課長が定めるものとする。

※ 平成 19 年度以降の鈴鹿市及び鈴鹿市上下水道局発注工事については、工事成績 60 点以上の工事に限る。

※ 「過去 10 年間に於ける同業種公共工事」とは、「公告月の 2 か月前の月末までの過去 10 年間に於ける国、県、市町村及び公団等の公的機関から受注した工事」を指す。

2) 配置予定技術者における主任（監理）技術者が保有する資格の有無により評価する。  
（最大 2.0 点）

※ 設計金額 8000 万円未満の工事において評価する。

I 土木工事の場合

a 1 級技術者 : 2.0 点

b 2 級技術者 : 1.0 点

II 舗装工事の場合

a 1 級技術者 : 1.0 点

b 2 級技術者 : 0.5 点

※ 資格のない場合は、評価点 0 点とする。

⑤企業の地域性・社会貢献(必須)：緊急時における災害応急工事等の実績，防災協定締結，労働安全衛生マネジメント認証取得，障がい者雇用により評価する。

(最大 3.0 点)

※設計金額 1 億円未満の土木工事の場合

a 緊急時における災害応急工事等の実績がある者 : 0.5 点

b 防災協定を締結している者 : 0.5 点

c 労働安全衛生マネジメント認証取得をしている者 : 0.5 点

d 障がい者雇用をしている者 : 0.5 点

※設計金額 1 億円以上の土木工事及び設計金額 7000 万円以上の舗装工事の場合

a 本店の所在地が市内である者 : 1.0 点

b 緊急時における災害応急工事等の実績がある者 : 0.5 点

c 防災協定を締結している者 : 0.5 点

d 労働安全衛生マネジメント認証取得をしている者 : 0.5 点

e 障がい者雇用をしている者 : 0.5 点

※ 1 上記 a～g e に該当する点数をすべて加点する。

※ 2 緊急時における災害応急工事等については、現年度と過去 2 年度の鈴鹿市災害対策本部設置中に緊急で随意契約を結んだ鈴鹿市及び鈴鹿市上下水道局発注の災害応急工事等の実績の有無により評価する。

※ 3 防災協定の有無は公告日において有効な経営規模等評価結果通知書で確認し評価する。

※ 4 労働安全衛生マネジメントシステムガイドライン（建設業労働安全衛生マネジメントシステムガイドラインを含む。）に沿った取り組みの認証取得の有無を評価する。

※ 5 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）に基づく障がい者雇用の有無により評価する。法律により雇用が義務付けられている企業は法定雇用が達成されていること。